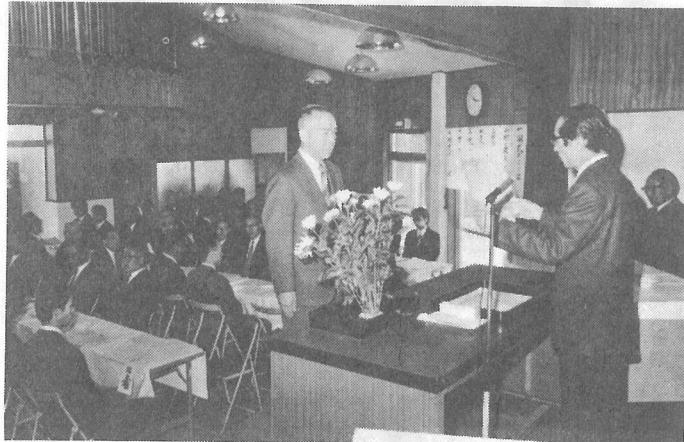


光町民憲章制定される

5月3日から施行



(町長から表彰を受ける伊橋さん)

町民憲章としては県下で最初

一位入賞は橋場の伊橋芳二郎氏

五月三日、町制施行二十周年を記念して、広く町民の皆さんから公募していきました。『光町民憲章』の披露と入賞者の表彰式が、農村協同館で行われました。応募作品八十六点の中から一位に伊橋芳二郎さん。二位に大木清さん。三位に山崎恵子さんが入賞しそれぞれ表彰状と賞金が贈られました。

町民憲章は、町民であることの自覚と愛郷心を育て、公共の福祉向上に努め、町民ひとりひとりが

相互の人格を尊重し合い、私たちの町を「明るく、住みよい、豊かな町」により一層発展させるため、五月三日の光町誕生二十周年目を記念し光町民憲章が制定されたものです。

憲章は、二月十日から三月二十日まで、広く町民の皆さんから公募し、応募者八十五名、応募作品八十六点が寄せられました。

この作品の審査には、光町民憲章起草委員会委員十五名（町議会議員五名、学識経験者四名、青少年の代表一名、婦人の代表一名、青年町職員四名）が当り審査しました。

二月一日 起草委員長に越川伸さんが選任され、町民憲章制定要領、募集要領などについて会議が進められました。

四月二日、応募作品の選出方法について協議され、投票によって八十六点の中から二十四点が選出されました。

四月十日、入賞作品の選定につ

250-

いて協議され、前回と同じく投票により二十四点の中から十点を選出。同じく投票により上位三点が選ばれましたが、一位が同得票数のため、更に投票によって一、二、三位を決定しました。

最終的には、一位入賞の作品を選ばれましたが、一位が同得票数のため、更に投票によって一、二、三位を決定しました。

なお光町民憲章は、五月三日から施行で、千葉県下の町で制定されたのは、光町が初めてです。

五月三日の臨時町議会を経て、制定されました。

明示

一、老人を敬い、子供を導き、楽しい家庭をつくりましょう。

まず家庭内においては、老人をうやまい、こどもたちを正しく導いてゆくなら、家族たちもなごやかに解合ってゆくことでしょう。それに先祖をうやまい、家系の繁栄をはかることは楽しいものと思います。

一、公共福祉を尊重し、明るい町をつくりましょう。

これから町は、住民相互による協力が大切でありますので、とにかく公共福祉に結びつく事業は、みんなの力で優先したいと思います。

一、体力づくりに励み、長生きの町をつくりましょう。

光町民憲章は、前記のように天

くなら、この上ない幸せであります。

一、自然を愛し、美しい郷土を築きましょう。

光町の自然は美しいので、みどりの山や風光明媚な海。栗山川の清流などを大切にして、住みよい郷土を築きたいと思います。自然の乱開発や各種の公害によつて自然を破かないよう努力いたしましょう。

行事に参加して、からだを強くして、みんなこぞつて長生きしてゆ